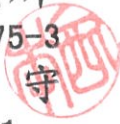


指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4年 9月 27日

申請者 フリガナ 氏名又は名称
 住所
フリガナ 代表者氏名
 電話番号
 FAX番号
 メールアドレス

リミテッド
 有限会社 西本設備工業所
 〒639-1054 大和郡山市新町575-3
 代表取締役 シエム 西本 
 TEL 0743-52-0731
 FAX 0743-55-0814

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4年 9月 27日

届出者

氏名又は名称 有限会社 西本設備工業所
住 所 〒639-1054 大和郡山市新町575-3
代表者氏名 代表取締役 西 本

ニシホトセツビコウギョウシヨ



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ニシホトセツビコウギョウシヨ 有限会社 西本設備工業所		
住 所	〒639-1054 大和郡山市新町575-3		
フリガナ 代表者の氏名	ニシホトモト 代表取締役 西 本 守		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 西本 征男	代表取締役 西本 守	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4年 9月 27日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

有限会社 西本設備工業所
〒639-1054 大和郡山市新町575-3
代表取締役 西 本 守



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市新町 575 番地の 3
 有限会社西本設備工業所

会社法人等番号	1500-02-005159	
商号	<u>有限会社西本設備工業所</u>	
	有限会社西本設備工業所	平成19年 3月23日変更 ----- 平成19年 3月26日登記
本店	<u>奈良県大和郡山市矢田町 3719 番地の 1</u>	
	奈良県大和郡山市新町 575 番地の 3	昭和56年 4月17日移転 -----
公告をする方法	官報に掲載してする	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 7日登記	
会社成立の年月日	昭和56年4月2日	
目的	1 上水道、下水道工事請負業 2 土木建築総合請負業 3 住宅設備工事請負業 4 産業廃棄物の収集運搬業 5 前各号に附帯する一切の事業 平成19年 3月23日変更 平成19年 3月26日登記	
発行可能株式総数	3000株	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 7日登記	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 3000株	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 7日登記	
資本金の額	金300万円	

奈良県大和郡山市新町 5 7 5 番地の 3
 有限会社西本設備工業所

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。 平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 7 日登記	
役員に関する事項	奈良県大和郡山市新町 5 7 5 番地の 3 取締役 西本 征 男	昭和 5 6 年 4 月 1 5 日就任
	奈良県大和郡山市新町 5 7 5 番地の 3 取締役 西本 征 男	西本征男の氏 平成 1 9 年 3 月 2 6 日更正
	奈良県大和郡山市新町 5 7 5 番地 3 取締役 西本 守	平成 1 9 年 3 月 2 3 日就任 平成 1 9 年 3 月 2 6 日登記
	奈良県大和郡山市矢田町 5 4 2 5 番地 2 フローラルヒルズ 2 0 3 取締役 西本 守	平成 1 9 年 4 月 2 5 日住所移転 平成 2 1 年 9 月 7 日登記
	代表取締役 西本 守	平成 2 1 年 9 月 7 日就任 平成 2 1 年 9 月 7 日登記
登記記録に関する事項	平成 1 7 年法務省令第 1 9 号附則第 3 条第 2 項の規定により 平成 1 7 年 9 月 1 2 日移記	



これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 4 年 9 月 2 6 日

奈良地方法務局
 登記官

山 本 秀 樹



有限会社 西本設備工業所 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、有限会社 西本設備工業所 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 上水道、下水道工事請負業
2. 土木建築総合請負業
3. 住宅設備工事請負業
4. 産業廃棄物の収集運搬業
5. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大和郡山市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、3000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。

- 2 当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

第3章 株主総会

(株主総会)

第7条 株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(総会の招集)

第 8 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役がこれを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より 5 日前までに、各株主に対してその通知を発することを要する。

(議 長)

第 9 条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故あるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 10 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 株主総会の決議について、会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議を要するときは、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第 11 条 各株主は、1 株につき 1 個の議決権を有する。

(決議事項の通知)

第 12 条 株主総会において決議した事項は、各株主に通知することとする。

(議事録)

第 13 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成して、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 役 員

(員 数)

第 14 条 当会社は、取締役 1 名以上を置く。

(選任の方法)

第 15 条 当会社の取締役は、株主総会において選任するものとする。

2 取締役は、株主でなければならない。ただし必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役)

第 16 条 取締役が 2 名以上ある場合は、株主総会の決議により代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とし、当会社を代表する。

(報酬及び退職慰労金)

第 17 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 18 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 19 条 株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して行う。

(定款に定めのない事項)

第 20 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第 2 節 有限会社法の廃止に伴う経過措置等）及び会社法その他の法令に定めるところによる。

これは現行定款の写しに相違ない。

令和 4 年 9 月 27 日

有限会社 西本設備工業所

代表取締役 西本 守